

# 岐阜県公報

第二千三百七十九号  
平成二十四年九月十四日

(金曜日)

## 目次

### 公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 六一八

### 告示

有害図書類の指定

(男女参画青少年課) 六一八

救急病院の申出の撤回

(医療整備課) 六一八

救急病院の認定

(同) 六一八

平成二十四年度臨時種畜検査の期日、場所等

(畜産課) 六一九

道路の区域変更

(道路維持課) 六一九

道路の供用開始

(同) 六一九

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 六一〇

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 六一〇

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 六一〇

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六一〇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 六一一

届出受理事務の委任

(生活衛生課) 六一一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 六一二

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(農地整備課) 六一三

土地改良事業の工事の完了

(同) 六一三

公共測量の終了

(用地課) 六一三

落札者等に関する公示  
八幡都市計画の図書の縦覧  
岐阜都市計画道路事業の周知  
落札者等に関する公示  
認定教育実施者の名称及び代表者の変更

(道路維持課) 六一四  
(都市政策課) 六一四  
(街路公園課) 六一四  
(会計課) 六一五  
(運転免許課) 六一五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

平成二十四年九月十四日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三東海環状自動車道の項に次のように加える。

大垣市松町字宮町三四番一地先 大垣西インターチェンジから  
養老郡養老町飯積字東細割五〇八番一地先 養老ジャンクションまで

附 則

この規則は、平成二十四年九月十五日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百二十号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 遊刊図讎鑑

種 別	図 書 類 の 題 名	日 付	等 級	発 行 所、 制 作 者 名
遊 刊 図 讎 鑑	チャンプロード ドラッグの教科書	2012. 10月号	2005年10月10日 初版第1刷発行	株式会社 松田倉田版社 関テータハウス

2 指定理由

平成24年9月14日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百二十号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名 所 在 地 撤 回 年 月 日

下呂市立金山病院 下呂市金山町金山二五九四番地 平成二四・七・三一

岐阜県告示第四百二十号

次の医療機関を救急病院として平成二十四年八月二十四日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名 所 在 地 有 効 期 限

下呂市立金山病院 下呂市金山町金山九七三番地六 平成二七・八・二三

岐阜県告示第四百二十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により平成二十四年度臨時種畜検査の期日、場所等を次のとおり定め、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

検査の期日	検査場所	検査の種類
平成二四・一〇・五	美濃加茂市前平町 岐阜県畜産研究所	豚の臨時検査

岐阜県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	穂南積線	瑞穂市十九条字屋敷九九四番三地从先から同市古橋字北屋敷七二一六番一地先まで	前	六・二 二四・九	一五・八	
			後	一〇・一 一九・二	一五・八	

岐阜県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	区域決定又は変更の告示年月日（ほか）
県道	穂南積線	瑞穂市十九条字屋敷九九四番三地从先から同市古橋字北屋敷七二六番一地先まで	一五・八	平成二四・九・二四	平成二四・九・二四

岐阜県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	区域決定又は変更の告示年月日（ほか）

一般国道	二百五十六号	山県市大字高木字戸羽一三〇五番一地从先から	三六〇〇	平成二四・九・一四	平成二六・一・一〇
		同市大字西深瀬字村前一〇二番一地从先まで			

岐阜県告示第四百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿田3	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北洞	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿田3	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十九号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二三六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月十四日から適用する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

「高山市職員互助会」を「高山市職員互助会」に改める。  
「瑞浪市職員共済会」を「美濃市」に改める。  
「恵那市職員互助会」を「土岐市」に改める。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かがやきキッズクラブ
- 三 代表者の氏名 長谷川 則子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市柳町七番七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域におけるすべての子ども達、特に障がいのある子ども達とその家族に対して、養育や療育、教育などの広範囲に渡り、子育て支援に関する事業を行い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、さらには障がいのある人達が市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛驒・木の国匠学園
- 三 代表者の氏名 下屋 浩実
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市千島町九〇番地一飛驒・世界生活文化センターコミュニケーションサロン内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、木の文化・ものづくりに関わる人材を育成する新たな取り組みを考え、それらを飛驒地域の資源の中で、実践・実証する事業を行い、人づくりを通して地域ブランド向上並びに地域の活性化に寄与することを目的とします。

届出受理事務の委任

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第五条の二第二項の規定により次のとおり調理師業務従事者届出受理事務を委任したので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第十五条の二において読み替えて準用する同令第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

- 1 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - 名 称 社団法人岐阜県調理師連合会
  - 所在地 岐阜市司町一番地
- 2 届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

名 称	所 在 地
岐阜市調理師連合会	本巣郡北方町高屋白木一丁目三五番地
伊奈波調理師協会	各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内
羽島調理師協会	各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内
西濃調理師協会	大垣市江崎町四三二番地の三 西濃保健所内
海津市調理師協会	海津市平田町三郷一九八一番地の三
養老調理師協会	養老郡養老町釜段六九九番地
揖斐本巢調理師協会	揖斐郡揖斐川町上南方一番地の一 西濃保健所揖斐センター内
中濃調理師会	美濃市生穂一六二二番地の二 関保健所内
可茂調理師協会	可児市今渡一六一九番地の三八九
郡上調理師会	郡上市八幡町初音一七二七番地の二 関保健所郡上センター内
多治見調理師協会	多治見市大畑町二丁目八四番地

恵那調理師協会	恵那市長島町中野四〇番地の一
中津川調理師会	中津川市高山一一八〇番地の六
益田調理師会	下呂市森八五九番地の三一 中央ビル二階
高山調理師会	高山市上一之町六六番地
南古城調理師会	飛驒市古川町片原町六番地の一三
神岡調理師会	飛驒市神岡町東町三七八番地 神岡商工会議所内
上宝調理師会	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根一四七七番地

二 行わせることとした届出受理事務の範囲

- 1 調理師業務従事者届出の受理
  - 2 帳簿の備付け及び保存
  - 3 届出受理結果の報告
  - 4 届出該当調理師に対する周知及び指導
  - 5 その他届出受理事務の実施に必要な事務
- 三 届出受理事務を行わせることとした年月日  
平成二十四年八月十五日

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課、岐阜振興局及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社 PLANT

三 建物の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 6 瑞穂店

四 瑞穂市犀川五丁目三八番地

変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二〇二〇台

(変更後) 一八〇三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二三箇所

(変更後) 一七箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社長良川交通公園

三 建物の名称及び所在地

開放倉庫本巢店

本巢市三橋五丁目二八番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時間

(変更前) 午前九時～翌午前二時

(変更後) 二四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～翌午前二時三〇分(一部区画は午後十時で閉鎖)

(変更後) 二四時間(一部区画は午後十時で閉鎖)

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、下呂市営土地改良事業古城地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から

同 年十月十六日まで

二 縦覧場所

下呂市揭示場

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類

中山間地域総合整備事業

施行に係る地区名

(加茂地北部地区)

工事完了年月日

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量(二級水準測量)

三 作業期間

平成二十四年四月十八日から

同 年八月三十一日まで

四 作業地域

大垣市(大垣地域)

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年七月二日から

同 年八月三十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市蜂屋町

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品の名称及び数量 ロータリー除雪車 2.6m級 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年 6月25日

4 落札者を決定した日 平成24年 8月10日

5 落札者の氏名及び住所 羽島郡岐南町野中1丁目8番地

篠田株式会社

代表取締役 篠田 篤彦

6 落札金額 32,739,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県国土整備部道路維持課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

八幡都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

八幡都市計画伝統的建造物群保存地区 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び郡上市建設部都市住宅課

岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業  
三・三・二〇号 岐阜駅城田寺線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県岐阜市島栄町一丁目、早田大通一丁目及び二丁目、大字早田字

北堤外、大字則武字清水並びに則武中一丁目地内

使用の部分 なし



落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
平成二十四年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 総合通信指令システム貸借等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年5月25日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成24年7月31日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市長住町10丁目1番地  
日通商事株式会社岐阜支店  
支店長 樋口 雅也
- 6 契約金額 1,170,861,300円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

認定教育実施者の名称及び代表者の変更

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七條第一項の規定により認定教育実施者の名称及び代表者の氏名の変更の届出があったので、同條第二項の規定により、その変更に係る事項を次のとおり公示する。

平成二十四年九月十四日

岐阜県公安委員会  
委員長 水谷 邦照

認定教育実施者の名称	変更事項	変更前	変更後
東洋観光事業株式会社	名称	東洋観光事業株式	株式会社信州ジャ

代表者の氏名	会社	パン
三澤洋一		清水保夫

平成二十四年九月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社